

等ト会見折衝、結果今大特別認書、通田滋解決セルカ尾久工
 場従業員中関東金属産業労働組合ニ属スル約四十名ハ予テヨリ
 別個ノ要求書ヲ提出シ工場崩壊反対解雇反対未拂給料即時支給
 等ニツキ組合本部負石橋憲一等ノ指導、下ニ抗争中ニシテ本月
 九月十日ノ二回ニ亘リ種々交渉セルカ何等纏ルルハ今後ハ独
 自ノ行動、下ニ爭議續行スル模様ナリ
 右及申(通)報候也

覺書

東京建設株式会社其ノ全社員及雇員間ニ在リテ、条項ヲ約束シタルコトヲ
 履後日本労働書以テ証ス本労働書ハ是ヲ参通作製シ全社及ニ其ノ社員
 雇員並ニ神野信一氏各老通テ保管ス

解決条項

- 一 東京建設株式会社其ノ全社員及雇員ハ別ニ解令ヲ用ヒテ昭和六年十月三十日
 付ヲ以テ依願解職シタルコトヲ承認ス
 此ニ請求ニヨリ会社ハ依願解職ノ解令ヲ交付ス
- 二 解雇者ノ部
 - (1) 解雇者ハ其ノ未払給料残額ヲ即時之レガ支払ヲ受ケタルモノトス
 - (2) 手当ハ会社規定ノ解雇手当並勤続手当、七割ニ全六十円也ヲ加算シタ
 ルモノトス
 - (3) 仙下込金百円ハ本年中之レガ支払ヲ受ケ残額ハ昭和七年一月二十五日迄
 完済サル可キモノトス
 - (4) 右残額支払ニ就イテハ神野信一氏立会ノ上日本建設株式会社社長
 須田回雄氏ノ声明保証ヲ得タルモノトス